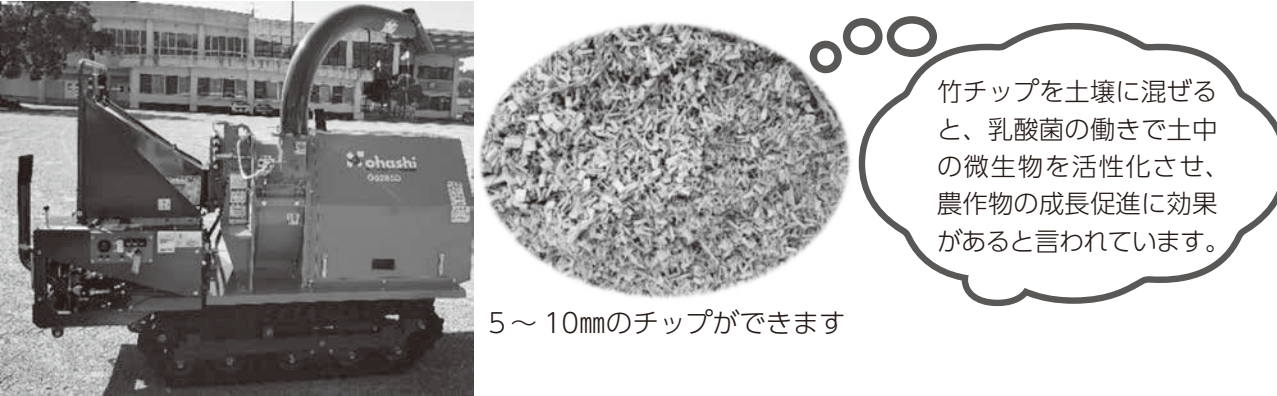


竹粉碎機貸出事業

森林・竹林整備の支援として、伐り出した竹や樹木をチップ化する粉碎機の貸出しを行っています。
お電話にて、空き状況を確認し、利用希望日の**7日前まで**にお申し込みください。

- ◎貸出対象 町内の森林・竹林整備をおこなうもの
- ◎貸出料金 1日当たり**3,000円**
- ◎貸出期間 連続して7日間以内（借用・返却日も含みます。）
- ◎貸出機種 **自走式粉碎机 ・ 積み下ろし用アルミブリッジ**
- ◎運搬 2t以上の車が必要（軽トラ不可）
※業者に運搬を依頼される場合、運搬費用の1/2（上限1万円）を町が助成します。



危険木伐採等助成金事業

台風等の自然災害により、住宅などに直接的な被害を及ぼす恐れのある、危険木の伐採・撤去などにかかる費用を一部助成します。
※**事前申請**となります。申請にはお見積りが必要です。

- ①対象経費：危険木の伐採、撤去及び処分に対する経費
- ②助成額：**事業費の1/2以内（上限10万円）**
※危険木とは、胸高直径が概ね20cm以上かつ樹高が5m以上の立木で、倒木により住宅等への被害や通行の支障となる恐れのあるものです。



林業従事者人材育成に対する助成

営利を目的とした林業に従事するには、刈払機取扱講習、チェーンソー特別教育講習を受講する必要があります。和水町では、林業従事者人材育成を推進しており、講習を受講する人に対して受講料を助成します。

- ①チェーンソー伐木業務特別教育講習会補助 **10,000円以内**
- ②刈払機取扱作業安全衛生教育講習会補助 **8,000円以内**
- ③チェーンソー及び刈払機購入補助（①②の受講後1年以内に限る）

各々1人1台 事業費の30%以内（上限30,000円）
※刈払機取扱講習及びチェーンソー特別教育講習については、「林材業労災防止協会熊本県支部」ホームページをご確認ください。



nagomi
お知らせ
news

森林環境譲与税を活用した取り組みについて

農林振興課 林務耕地係 ☎0968・34・3111

森林環境譲与税は、水源の涵養や国土の保全をはじめ、地球温暖化や土砂災害の防止を目的に、森林の適切な管理等をおこなう財源として、市町村に譲与されるものです。令和6年6月から、森林環境譲与税の財源となる「**森林環境税**」の課税が始まります。和水町では、森林環境譲与税を活用し、下記の取り組みをおこなっています。

▶森林整備集約化の推進

森林は間伐等、適切な管理が必要です。森林を集約して、一体的な森林整備をおこなうことで、コスト削減に繋がります。国・県などの補助事業を活用し、森林所有者の人の費用負担がない森林整備を推進しています。森林整備計画対象地の森林所有者の人に、意向調査をおこない、整備をご希望される山林が一定以上集約できた場合は、現地調査を実施し、整備計画をたて座談会を開催します。森林所有者の方に計画内容をご理解いただいたうえで、森林整備を実施します。



地区座談会

▶荒廃竹林整備事業助成金

近年、手入れがされず荒れた竹林の増加により、人工林をはじめ、あらゆるところに竹が侵入しており、土砂災害発生の危険度が高くなります。荒廃竹林拡大防止のため、竹林整備にかかる費用を一部助成します。
対象地は、**面積が概ね1a（100㎡）以上**で、立竹本数が10a当りおおむね400本以上の荒廃竹林となります。

事業区分	事業内容	助成金の額
竹林の皆伐	対象地の竹を全て伐採	10a当り10万円
竹林の間伐	定量間伐：対象地の竹を適正本数（約250本/10aを目安）まで伐採 列状間伐：対象地の竹を半分の本数まで伐採	10a当り5万円
侵入竹の除伐	人工林に侵入した竹の伐採	10a当り5万円

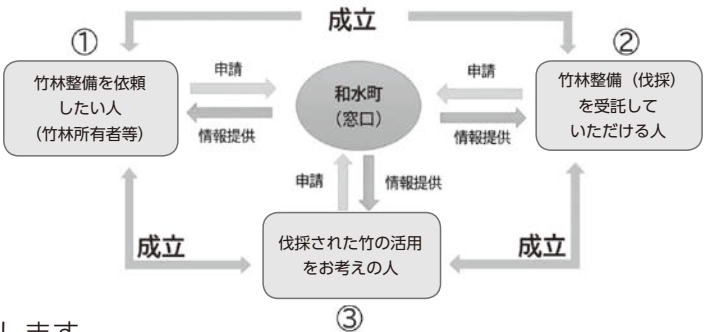
※過去3年間において、国・県・町の補助金等の交付を受けていない荒廃竹林が対象となります。

▶竹林整備のマッチング支援

荒廃竹林の減少を目的として、竹林の手入れができずお困りの人、竹林を整備（伐採）していた人、伐採された竹の活用をお考えの人のマッチング支援をおこないます。集落や近隣の人と合わせて広い面積で申請されると、整備コストが低減でき、マッチングも成立しやすくなります。また、竹林整備の費用負担等については、依頼者と受託者間でご相談いただくことになります。
※荒廃竹林整備事業助成金の活用もできます。

【竹林整備のマッチング支援】

- ①竹林整備を依頼したい人（所有者）
- ②竹林整備（伐採）を受託していただける人（町外の人でも登録可能です）
- ③伐採された竹の活用をお考えの人



▲申請の際に、希望条件等についてお伺いします。